

第1号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、令和7年4月4日次のとおり専決処分したことを報告し、その承認を求める。

訴訟の提起について

令和7年3月25日に行われた下記事件判決について高松高等裁判所に控訴する。

記

1 被 控 訴 人

（1 審原告）

2 事 件 高松地方裁判所令和4年（行ウ）第4号 香川県人事委員会「令和元年（措）第1号事案」の判定取り消し事件

3 1 審判決主文 （1） 本件訴えのうち、請求1項ないし3項、5項ないし9項に係る部分をいずれも却下する。

（2） 被告は、原告に対し、5万円を支払え。

（3） 原告のその余の請求を棄却する。

（4） 訴訟費用はこれを10分し、その9を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。

4 控 訴 の 趣 旨 （1） 原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消す。

（2） 前項の部分の被控訴人の請求を棄却する。

（3） 訴訟費用は、1審及び2審とも被控訴人の負担とする。